

小浜市民の避難所（兵庫県）の一部は、土砂災害警戒区域に設定されたまま 4月に施行された災害対策基本法等に違反しており無効

原発事故時の避難施設（避難所や一時集合場所）が、津波や土砂災害の危険区域に設定されたままであることは、鹿児島県の避難計画でも問題となっている。例えば、鹿児島県出水市の避難先である水俣市の避難所の一部が危険区域に設定されたままであり、水俣市は見直しを進めている（10頁水俣からの報告参照）。

若狭の原発事故時の避難先である、兵庫県の避難所でも同様の問題がある。10月22日の神河町への申し入れで明らかになった。

自然災害の教訓から、災害対策基本法（災対法）が改正され（法改正は2013年6月、今年4月から施行）、避難施設は安全な区域に指定し、基準を満たす必要が定められた。これを受けて、原子力災害対策特別措置法（原災法）でも同様の改正が行われた。現在のように、避難所の一部が危険区域に設定された状態は、これらの法に違反しており、避難計画は無効である。「避難計画はできあがった」と言えるような状況ではない。避難所が土砂災害等で使えなければ、住民の安全を守ることなどできない。この基本的な問題を放置したまま、住民に知らせることもなく再稼働を強行しようとしている。再稼働を止めるため、この問題を広範に広めていこう。

1. 小浜市民約400名の避難所（兵庫県神河町）は、土砂災害警戒区域内

10月22日、避難計画についての申し入れで、地元の皆さんと神河町役場を訪問した（8頁参照）。神河町は、福井県小浜市の400名以上の住民を、廃校になった二つの小学校で受け入れることになっている（小浜市口名田西相生地区の67世帯・211名→旧上小田小学校／小浜市口名田東相生地区の83世帯・223名→旧川上小学校）。地元の参加者が、この二つの避難所は土砂災害の警戒区域内にあるが、大丈夫なのかと質問した。町の防災担当者は、その事実を認め、「4月に法律が改正になり、別の施設を探さなければならなくなった。しかし、小さな町で、400名を受け入れる別の施設もすぐには見つからず大変だ。町に代替施設が無い場合には、他の市町にお願いしなければならないかも」と困った表情で語った。山腹崩壊危険区域等も多い山あいの町で、別の施設を探すのは至難の業だ。

これは神河町だけの話ではない。現在実施している、避難先自治体へのアンケートでは、土砂災害警戒区域や、浸水エリア等に避難所が設定されたままになっている（アンケート結果は11月末頃予定）。



小浜市民（口名田東相生地区）223名の避難所「旧川上小学校」は土砂災害警戒区域内

兵庫県神崎郡神河町ハザードマップより
茶色は土砂災害警戒区域

2. 災害対策基本法等の改正で、避難施設は危険区域に指定できなくなった

（1）災害対策基本法は、原発の大事故時にも適用される。

災害対策基本法（災対法）は、一般の自然災害のみならず、「放射性物質の大量の放出」を原因とする大規模な事故も災害として含めている（災対法施行令第1条）。改正された災対法では、避難施設（「緊急避難場所」と「避難所」）の「指定」と「基準」に関する規定が盛り込まれた。この法改正に伴い、原災法でも同様の扱いとなり、原発事故時の避難所等にもこれ

らの法が適用されることになった。

(2) 「避難所」・「安全区域」+ 30km圏外

避難先の体育館等のように滞在する「避難所」については、下記の災対法で（指定避難所の指定）が規定された。10月24日の政府交渉で、内閣府の防災担当者は、原発事故時の「避難所」は、土砂災害等の危険区域以外（安全区域）で、さらに30km圏外に指定すると認めた。

（指定避難所の指定）

災対法第49条の7第1項（読替） 市町村長は、想定される原子力災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。（一部略） [原災法 災害対策基本法の読み替えによる※1]

上記の「政令で定める基準」は災対法施行令20条の6（読替）に規定され、今回の場合は「三 想定される原子力災害による影響が比較的少ない場所にあること」が該当し、「30km圏外」が原発事故特有の基準となる。一般災害の場合の基準は「三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるもの」となっており、津波や土砂災害の影響が少ない場所に避難所を指定することになっている。原発事故時には、これに加えて30km圏外に指定することになる。

【避難所の件】

市民：原子力の災害で逃げてくる人が避難する場所が、例えば山から土砂崩れが起こる場所にあるとか、それは禁止ということでしょうか。

喜多：避難先の施設についてはですね、すでに一般防災、えー災害対策基本法に基づいてですね、避難所については既にそういうところから指定されるということになっております。そのあとから、原子力災害にとってはですね、UPZの外、30kmの外の施設の中で選ぶということになっています。

市民：安全区域の中から選ぶということでしょうか。

喜多：基本的にそういうことです。

10月24日 政府交渉（参議院議員会館講堂にて） 担当者：内閣府 原子力防災担当 喜多 充氏

(3) 「一時集合場所」・「安全区域」内に指定しなければならない。

災対法では「緊急避難場所」として、49条の4に指定が定められている。一般災害の場合は、洪水、津波等の災害の「種類ごとに」施設や場所を指定する。原災法では「種類ごとに」という文言はなく、「政令で定める基準に適合する施設又は場所を指定緊急避難場所として指定」となっている。「政令で定める基準」とは、災対法施行令第20条の3（読替）で、①「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第20条の5において「安全区域」という。）内にあるもの」、②さらに安全区域外に設定する場合は「内閣府令で定める技術的基準に適合するもの」となっている。しかし、原災法の「技術的基準」は未だ定められていないことを政府交渉で担当者も認めている。

そのため、バスで移動するために集合する「一時集合場所」は安全区域内に指定する必要がある。「一時集合場所」は「滞在」はしないため、法律上は「緊急避難場所」にしか該当のしようがない。「一時集合場所」が法律の規定に当てはまらないというのであれば、バスの集合場所の基準はないこととなり、それはそれで大きな問題であり、住民の安全は守れない。

※1 原災法では、第6章雑則で「災害対策基本法の規定の読み替え適用等」として表で示されている。

例えば「立退き」→「立退き又は屋内への退避」等々。